

第四次産業革命を視野に入れた 新たなADR制度の検討

特許庁
2017年6月

中小企業は、知財紛争に対する対応が容易ではない

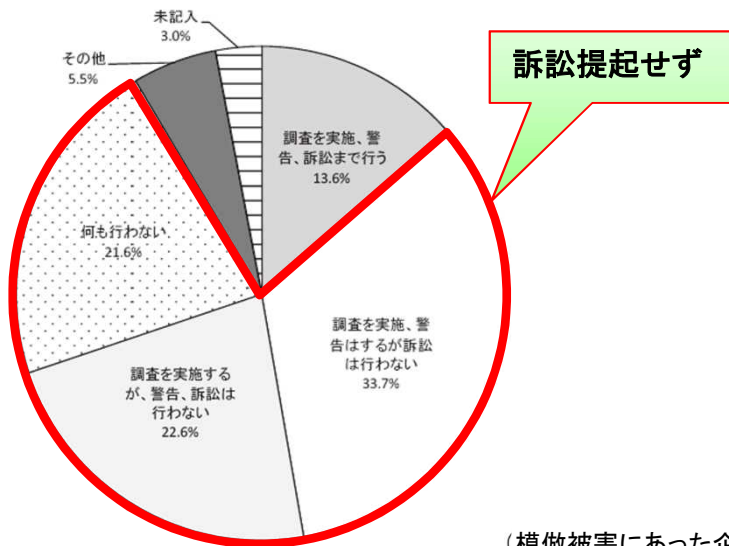
【再掲：第20回特許制度小委員会 事務局資料】

- IoTの普及で中小企業は相互につながるようになる結果、知財を巡る紛争が増える可能性。
- しかし中小企業は、知財紛争に対応するための経営資源やノウハウがなく、訴訟提起を躊躇。

中小企業による訴訟提起のハードル(日本商工会議所意見^{1,2}、東京商工会議所実施調査³)

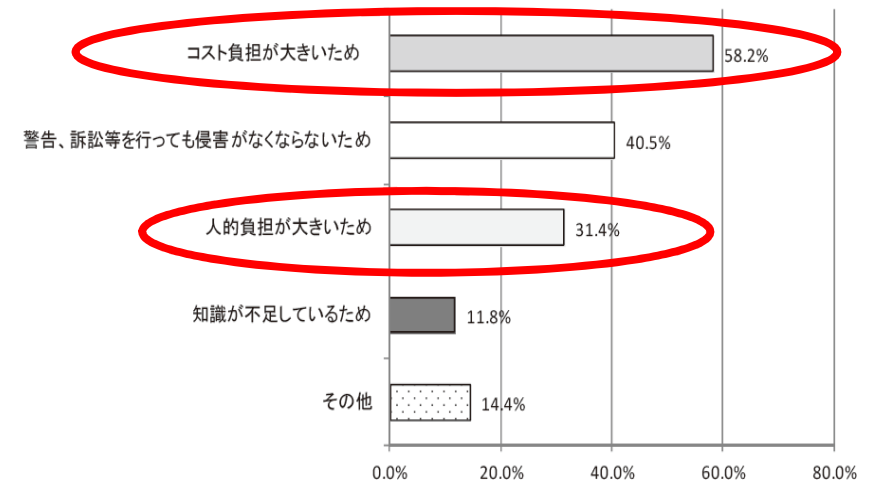
- 中小企業は経営資源の制約から、知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい
- 訟額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを難しくしている
- 知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない

模倣品被害に対する中小企業の対応³



(模倣被害にあった企業(199)が調査対象)

理由



(模倣品への被害対応で訴訟まで行わない企業(153)が調査対象)

早期での解決を望む中小企業のために、既存の仲裁・調停・あっせん制度の利用実態を検証し、改善を図るとともに、中小企業が簡易・迅速かつ低廉な負担で利用できるよう、特許庁が新たなあっせん制度等を創設すること(日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2017年3月16日付け))

(出典)1. 日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2017年3月16日付け) 2. 日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2016年3月17日付け)

3. 東京商工会議所 中小企業の知的財産に関する研究会「中小企業の知的財産に関する調査報告書」平成25年3月

<行政型ADR>

著作権法におけるあっせん※¹（著作権法第105条～111条）

- 著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易、迅速な解決を図るために、著作権法に紛争解決あっせん制度を規定。
- あっせん委員は、著作権関係の学識経験者のうちから、事件ごとに3人以内を文化庁長官が委嘱（例：大学教官1名、弁護士1名、実務専門家1名の計3名）。

※¹ 現行著作権法施行時（昭和46年）から存在

<民間型ADR（知的財産紛争に特化した認証ADR事業者※²の例）>

日本知的財産仲裁センター（平成24年11月1日認証）

- 知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関。

ソフトウェア紛争解決センター（平成20年7月28日認証）

- ソフトウェアに関する紛争を裁判外で解決することを目的として、一般財団法人ソフトウェア情報センターが運営する機関。

UDF－ADRセンター（平成23年10月3日認証）

- ファッション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての紛争を裁判外で解決することを目的として、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカンが運営する機関。

（※²）認証ADR事業者とは：

ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づき、和解の仲介業務について法務大臣の認証を受けた民間事業者

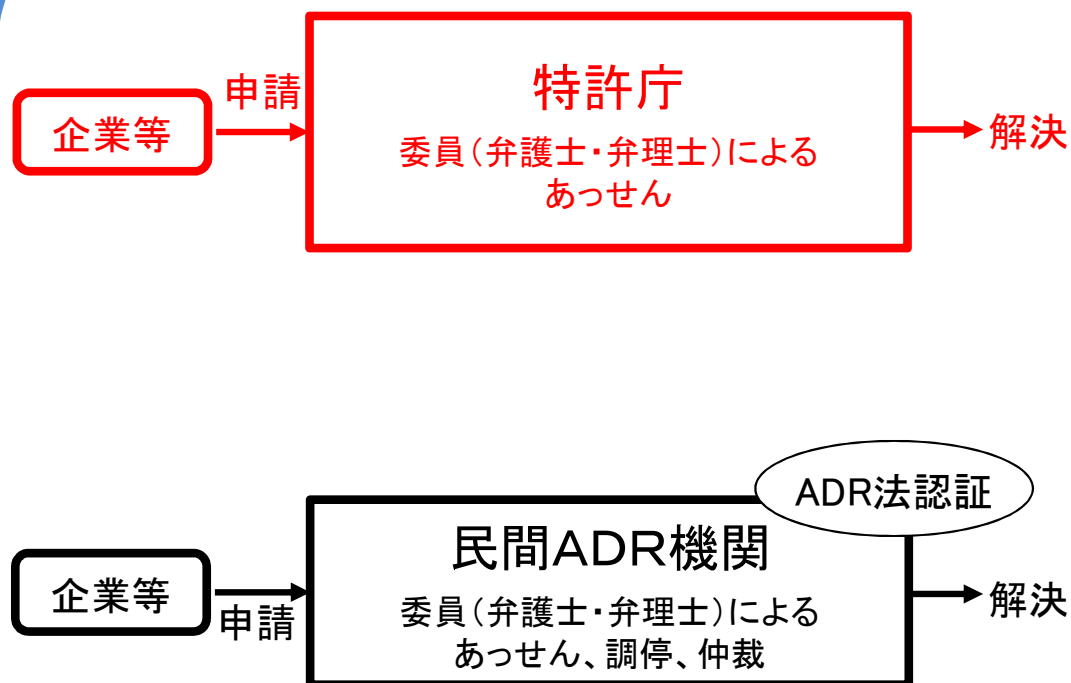
参考：法務省「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧（H28. 4. 1現在）」

論点

- ADRは、中小企業が利用しやすい知財紛争処理システムとして有効な手段。
- 既存の民間ADRと併存して特許庁にも独自にあっせん機関を設ける案と、特許庁が民間ADR機関と連携することにより、官民一体で知財紛争解決を支援する案が考えられる。

改正案1

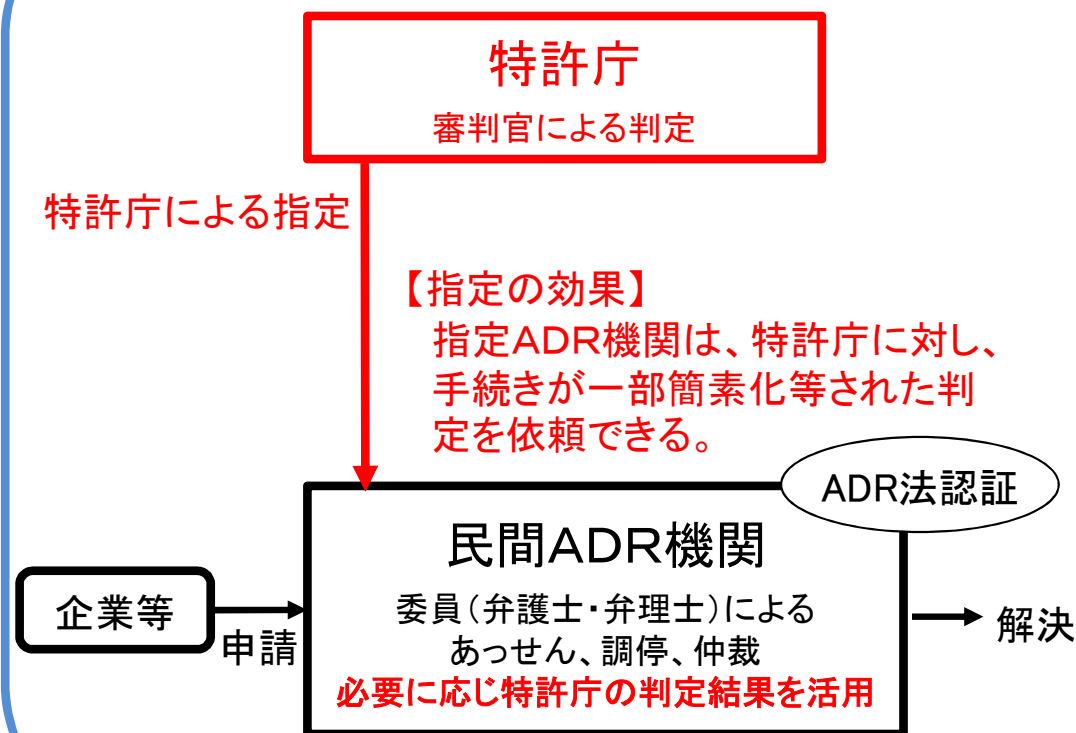
(特許庁に独自にADRを設ける案)



(参考) 著作権法にもあっせん制度が設けられている(著作権法第105条～第111条)。

改正案2

(民間のADRを活用する案)



(参考) 特許庁に特許発明の技術的範囲を照会できる制度として、裁判所からの鑑定嘱託が特許法に設けられている(特71条の2)。